

改正

平成17年12月15日条例第192号

平成20年3月5日条例第11号

平成26年3月5日条例第4号

平成29年12月22日条例第21号

南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館条例

(設置)

第1条 交流促進のための休養施設として、町民の健康増進と地域の活性化を図るため、南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館（以下「ネッピー館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 ネッピー館の位置は、南大隅町根占川南732番地とする。

(利用期間等)

第3条 ネッピー館の利用期間及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 利用期間 4月1日から3月31日まで。ただし、特に町長が認めた場合は、休館日を設けることができる。

(2) 利用時間 温泉施設のみ、午前7時から午後10時まで

(利用許可)

第4条 ネッピー館の施設、設備等（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用許可の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可に際し、条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

第5条 町長は、ネッピー館の利用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1) 風俗又は公安を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 建物及びその備付け物件を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にな

ると認められるとき。

(4) その他ネッピー館の運営上支障が認められるとき。

(使用料)

第6条 ネッピー館の利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 利用者からの要求に係る特別料理の料金等については、その実費を勘案して町長が別に定める額を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 町長は、特に必要と認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由で利用不能となったとき。

(2) 公益上又は管理上の必要により許可を取り消したとき。

(3) 許可の取消し又は変更を申し出て、町長がこれを認めたとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は施設等の利用を中止させることができる。

(1) 利用者が、利用許可の内容又は利用許可に付けられた条件に違反したとき。

(2) 利用者が、不正の手段によって利用許可を受けたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、ネッピー館の管理上特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により、町長が利用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は施設等の利用を中止させた場合において、利用者に損害が生じて、町は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第3号に該当することによりこれらの処分がなされた場合は、この限りでない。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、ネッピー館の施設等の利用が終了したときは、直ちに、原状に回復しなければならない。前条の規定により、許可を取り消され、又は利用の中止を命ぜられたときも、また、同様とする。

(損害賠償義務)

第11条 利用者は、利用中に施設及び器具等を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又は町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 ネッピー館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

- (1) 第4条に規定する利用許可、第5条に規定する利用許可の制限、第9条に規定する利用許可の取消し等、第10条の規定に基づく原状回復命令その他利用許可に関連する業務
- (2) 第6条に規定する使用料の徴収、第8条ただし書に規定する使用料の還付その他使用料の徴収に関連する業務。ただし、使用料を減額し、若しくは免除し、又は還付については、町長の承認を受けて行うものとする。
- (3) ネッピー館の施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ネッピー館の運営に関して、町長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合においては、第4条から第9条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。第6条から第8条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 指定管理者は、第3条第1項のただし書の規定に基づき利用期間等を延長し、又は短縮するときは、あらかじめ、町長の承認を受けてこれを行うことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前のねじめ温泉・ネッピー館の設置及び管理に関する条例(平成8年根占町条例第22号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成17年12月15日条例第192号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館条例（以下「旧条例」という。）の規定により町長がした許可その他の行為又は旧条例の規定により町長に対してされている許可の申請その他の行為は、改正後の南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館条例（以下「新条例」という。）の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為又は新条例の相当規定により指定管理者に対してされた許可の申請その他の行為とみなす。

附 則（平成20年 3 月 5 日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた使用料の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月 5 日条例第 4 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料その他の料金について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料その他の料金を前納した者の使用料その他の料金の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月22日条例第21号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

1 宿泊料（1 人当たり料金：消費税込み）

利用区分		室数	定数	室料金				備考
				5人以上	3人以上	2人利用	1人利用	
個室	特別室 (U・B付)	2	2人	— 円	— 円	7,350円	8,400円	
	洋室	3	2人	— 円	— 円	6,300円	7,350円	

	(U・B付)							
	和室 10畳 (U・B付)	8	4人	— 円	5,250円	6,300円	7,350円	
広間	交流室 12畳	1	4人	— 円	3,150円	3,675円	4,200円	
	交流室 17.5畳 (U・B付)	1	7人	4,200円	5,250円	6,300円	7,350円	
	広間 21畳	1	8人	3,150円	3,150円	3,675円	4,200円	
	広間 24畳	1	9人	3,150円	3,150円	3,675円	4,200円	

幼児（3歳以上未就学者）の宿泊料については、無料とする。ただし、独立して寝具を利用した場合に限り、2,000円を割り引いて徴収するものとする。また、小学校児童については、寝具の有無に限らず1,000円を割り引いて徴収するものとする。

12月28日から1月3日まで、8月14日から8月16日まで及びゴールデンウィークの期間については、特別料金として2,000円を宿泊料金に加算して徴収できるものとする。

2 食事料（消費税込み）

会食・夕食	松	竹	梅	桜
	5,400円	4,320円	3,240円	2,160円
朝食	860円			

3 諸会合、休憩等のための各室使用料（消費税込み）

利用者区分 室別及び利用者区分		部屋種類	使用料	備考
個室	和室使用料	10畳	1,080円／時間	1 個室の利用時間は、午前10時から午後4時までの3時間以内とし、超過した時間の使用料は、1時間（1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。）につき、当該使用区分の使用料の1時間当たりの額を徴収す
広間	交流室使用料	12畳	1,080円／時間	
		17.5畳	1,440円／時間	
		21畳	1,800円／時間	
	広間使用料	24畳	1,800円／時間	

				る。 2 小学校児童の広間の使用料は、半額とする。 3 会食等の目的をもって利用する場合の料金は、免除することができる。
--	--	--	--	--

4 温泉使用料（消費税込み）

区分 利用区分	単位	1 回につき	備考
大人	1 人	330円	家族風呂は、1 時間の料金。時間延長の場合は、30分当たり500円の追加料金を徴収する。
小学校児童	1 人	150円	
家族風呂	1 室	1,500円	
割引回数券	11回分	3,300円	大人券のみ

5 その他の使用料（消費税込み）

区分 品名	単位	1 回につき	備考
ふとん	1 組	700円	小学校児童の利用は、半額とする。 丹前・浴衣をセットで貸与する場合は、500円とする。
丹前	1 枚	300円	
浴衣	1 枚	300円	

6 宿泊時間超過使用料

宿泊利用者の利用時間は、当日の午後4時から翌日の午前10時までとし、以後引き続き客室を利用する場合は、休憩使用料を加算する。ただし、2泊以上継続して滞在する場合は、その到着日及び出発日を除く期間中については、休憩使用料の加算は行わない。

7 売店使用料（消費税込み）

売店施設（1 か月） 15,000円